

医療勤務環境改善に向けた体制整備に係る補助事業の概要について

1 対象医療機関（診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関を除く）

（1）救急医療機関のうちいずれか

- ① 2次救急又は3次救急、かつ救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が1,000件以上2,000件未満を受け入れる医療機関。
- ② 救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 2次救急又は3次救急、かつ夜間・休日・時間外入院件数が年間で500件以上の医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しない医療機関

※（1）の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により県に報告している4月から3月までの1年間における実績とする。

（2）総合周産期医療センター又は地域周産期医療センター

（3）在宅医療機関のうちいずれか

- ① 機能強化型在宅療養支援病院の単独型
（特掲診療料の施設基準等別添1の「第14の2」の1の（1））
- ② 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型
（特掲診療料の施設基準等別添1の「第9」の1の（1））

（4）精神科医療機関のうちいずれか

- ① 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年12件以上行っている
- ② 児童精神科を行っている

（5）5疾病5事業で重要な医療を提供する医療機関のうち以下のいずれか

- ① 脳卒中について、超急性期脳卒中加算の算定が年間25件以上程度
- ② 心血管疾患について、急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間60件以上程度
- ③ 急性期・高度急性期病棟を持ち高度のがん治療を行っている、若しくは移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行っている

2 交付要件

以下のいずれをも満たすこと。

- （1）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- （2）年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

※ 「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。
その上で、特定労務管理対象機関においては、G－M I Sに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

※ 実際に労働時間が短縮していることを本補助金の実績報告時に確認する。

- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

3 補助額

病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数 1 床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数（診療所においては一律 20 床として換算）に乗じて得た額を補助額の基準とし、補助内容に対応する経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

4 補助率

- (1) 資産形成経費：10 分の 5
(2) その他経費：10 分の 10

5 補助事業例

以下の事業例以外にも、勤務環境改善に資するものとして医師労働時間短縮計画で定めた事業については補助対象となる可能性がありますのでご相談ください。

区分	補助内容	内訳
(1) 資産 形成 経費	I C T 等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムや A I 問診システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
(2) その 他 経 費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者研修費補助：医師事務作業補助者に必要な研修受講料を補助
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等導入経費補助：看護補助者の新規採用に係る人件費を補助
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職人件費